## 研修受講決定の優先順位について

令和3年度からのサービス管理責任者等更新研修については、平成30年度以前のサービス管理責任者等研修の修了者数に基づき、下記優先順位にて受講者を決定する予定です。なお、研修への応募状況等によっては内容が変更となる場合がありますので御了承ください。

## 注意点

- ・ 平成30年度以前に相談支援従事者初任者研修(講義部分)及びサービス管理責任 者等研修を修了した方は、令和5年度末までに更新研修を修了しないと、サービス管 理責任者等の資格を満たさなくなります。
- ・ 応募者多数のため、受講できない方には不受講決定通知を送付します。翌年度に当 研修の受講を希望される場合には、優先順位を考慮するために、受講申込の際に不受 講決定通知の提出をお願いする予定ですので、保管していただくようお願いします。
- ・ 複数回修了している方はより古い修了年度を基準とします。

(例 平成25年度と平成28年度に修了した場合には、平成25年度を基準とする)

年度	優先順位 (①が最優先)
令和3年度	① 平成18~23年度にサービス管理責任者等研修を修了した者
	② 令和元年度に受講申込をしたが、受講できなかった者
	③ ①②以外の者
令和4年度	① 平成24~26年度にサービス管理責任者等研修を修了した者
	② 前年度以前に受講申込をしたが、受講できなかった者
	③ ①②以外の者
令和5年度	① 平成27~28年度にサービス管理責任者等研修を修了した者
	② 前年度以前に受講申込をしたが、受講できなかった者
	③ ①②以外の者
令和6年度	① 平成29~30年度にサービス管理責任者等研修を修了した者
	② 前年度以前に受講申込をしたが、受講できなかった者
	③ ①②以外の者
令和7年度	前年度以前に受講申込をしたが、受講できなかった者

※①②に該当しても応募状況によっては受講できない場合もありますので御留意ください。

※①②は埼玉県内の事業所に所属し現にサービス管理責任者等として勤務されている方に限られます。

※令和元年度以降にサービス管理責任者等基礎研修を修了した方が実践研修受講後に更新研修 を受講する場合、埼玉県が委託で実施する更新研修ではなく、指定事業者が実施する更新研修 を受けていただきます。